

(目的)

第 1 条 この要綱は、沖縄県立学校職員安全衛生管理規程（以下「規程」という。）第 47 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(安全管理者)

第 2 条 規程第 9 条に規定する安全管理者の業務は、次に掲げる事項を管理することをいう。

- (1) 建設物、設備、作業場所、作業方法に危険がある場合における応急措置又は適当な防止の措置
- (2) 安全装置、保護具その他機関防止のための設備・器具の定期的点検又は整備
- (3) 作業の安全についての教育訓練
- (4) 発生した災害原因の調査・対策の検討
- (5) 消防・避難の訓練
- (6) 作業主任者その他安全に関する補助者の監視等

(衛生管理者)

第 3 条 規程第 10 条に規定する衛生管理者の業務は、次に掲げる事項を管理することをいう。

- (1) 作業場等巡視（少なくとも毎週 1 回）、並びに有害のおそれのある設備、作業方法または衛生状態の発見及び必要な措置
- (2) 次に掲げる衛生に関する措置
 - ア 健康に以上がある者の発見及び措置
 - イ 作業環境の衛生上の調査
 - ウ 作業条件、施設等の衛生上の改善
 - エ 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
 - オ 衛生教育、健康相談、その他職員の健康保持に必要な事項
 - カ 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成
 - キ その他衛生日誌の記載等職務証の記録整備等

2 前項の衛生管理者は、次の各号に掲げる資格を有する職員の中から選任すること。

- (1) 法第 12 条第 1 項の要件を備えた者
- (2) 保健体育もしくは保健の教科についての中学校教諭免許状もしくは高等学校教諭免許状又は養護教諭免許状を有する者

(衛生推進者)

第 4 条 規程第 12 条に規定する衛生推進者は、衛生管理者に準じた業務を行う。

2 前項の衛生推進者は、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「則」という。）第 12 条の 3 第 1 項の要件を備えた職員の中から選任する。

3 衛生管理者の資格を有する者は、当然に衛生推進者の資格を有する。

(産業医)

第5条 規程第13条に規定する産業医は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 健康診断の実施及び面談指導並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関する事。
 - (2) 法第66条の8第1項に規定する面接指導並びに法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事。
 - (3) 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事。
 - (4) 作業環境の維持管理に関する事。
 - (5) 作業の管理に関する事。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関する事。
 - (7) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関する事。
 - (8) 衛生教育に関する事。
 - (9) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事。
- 2 前項の産業医は、法第13条第2項の要件を備えた医師から選任する。なお、当分の間、学校医として教職員の健康管理等を行った経験が3年以上である者についても、要件を備えているものとする。
- 3 産業医は、第1項各号に掲げる事項について、安全衛生責任者に対し勧告し、又は衛生管理者及び衛生推進者を指導し、及び助言することができる。
- 4 安全衛生責任者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。
- 5 産業医は、職場を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならない。
- 6 産業医の委嘱期間は1年以内とし、かつ、一会計年度を超えないものとする。ただし、再任を妨げない。
- 7 産業医の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。
- 8 産業医が職務を行ったときは、その結果を産業医記録票（様式は学校人事課が定める。）に記載し、安全衛生責任者に提出するものとする。

(作業主任者)

第6条 規程第14条に規定する作業主任者を選任する必要がある作業及び資格要件を例示すると次のようになる。

作 業	資 格 要 件
アセチレン溶接作業	溶接作業 ガス溶接作業主任者免許取得者
ボイラー取扱作業	ボイラー技士免許取得者
木材加工用機械作業	木材加工用機械作業主任者技能講習修了者

- 2 作業主任者の選任は、当該作業を委託している場合は必要ないものとする。
- 3 作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名等を作業場の見やすい箇所に掲示すること。

(安全衛生推進者)

第7条 規程第15条に規定する安全衛生推進者は、安全管理者及び衛生管理者に準じた業務を行う。

- 2 前項の安全衛生推進者は、則第12条の3第1項の要件を備えた職員の中から選任する。

(県立学校総括安全衛生委員会)

第8条 規程第18条第1項第5号中「衛生に関し経験を有する者」は次のとおりとする。

- (1) 総務課長、保健体育課長及び県立学校教育課長
- (2) 高等学校・障害児学校教職員組合が推薦する者
- (3) その他県立学校の衛生に関する事務に従事している者

- 2 会議は、原則として年2回開催し、総括安全衛生管理者が必要と認める場合は臨時に開催することができる。

(衛生委員会)

第9条 規程第26条中の委員会委員の定数は、職員数50人以上100人未満の学校において7人、職員数100人以上の学校においては9人とする。

- 2 規程第26条第1項第4号中の「職員で安全衛生に関し経験を有する者」は次のとおりとする。

- (1) 作業主任者の選任を必要とする所属においては、作業主任者のうちから一人
- (2) 安全衛生推進者の選任を必要とする所属においては、安全衛生推進者
- (3) その他職場の衛生に関する事項に従事している者

- 3 校長は、衛生委員会における議事で重要なものにかかる記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。

- 4 会議は、毎月1回以上開催するものとする。

(職員の意見を聴くための機会)

第10条 50人未満の職員が勤務する学校の長は、職員の安全又衛生に関する事項について、当該学校に所属する職員の意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(報告)

第11条 安全衛生責任者及び保健体育課長は、毎年度、安全衛生管理体制を整備し、速やかに安全衛生管理体制報告書(第1号様式)を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

- 2 校長は、第5条第1項第4号に規定する活動又第9条第4項に規定する衛生委員会を開催したときは、その都度、衛生委員会開催等状況報告書(第2号様式)を作成し、総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

(健康診断)

第12条 規程第 34 条第 1 項の規定による健康管理指導区分の決定は、産業医が置かれている学校の職員について行う。

2 規程第 36 条第 3 項に規定する「職員健康管理票」は、学校保健安全法施行規則第 15 条に規定する第二号様式を使用する。

(療養及び出勤等の報告)

第13条 規程第 42 条に規定する「療養者報告書」(第 3 号様式)に必要な書類は次の各号のとおりとする。なお、診断書は、休暇または休養を必要とする療養期間及び治療方針が分かるものとする。

(1) 精神的な疾患の場合

診断書の写し、観察報告書(第 4 号様式)

(2) 前号以外の疾病の場合

診断書の写し

2 規程第 45 条第 1 項に規定する「療養状況報告書」を第 5 号様式とする。

3 規程第 45 条第 2 項に規定する「療養経過報告書」を第 5-2 号様式とし、主治医意見書(第 5-3 号様式)を添付する。

4 規程第 46 条に規定する「結核性疾患等」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて、その取扱いが定められている感染症をいう。また、同条に規定する「出勤報告書」(第 6 号様式)に必要な書類は次の各号のとおりとし、出勤しようとする 2 週間前までに提出するものとする。

(1) 精神的な疾患の場合

主治医意見書(第 6-2 号様式)、産業医の意見書(健康管理審査会実施要綱に定める様式で、産業医が置かれていない学校においては学校医の意見書でも可とする。)

(2) 前号以外の疾病の場合

診断書の写し(治療状況及び今後の治療方針が記載されたもの)

5 規程第 47 条中「復職後の状況報告書」を第 7 号様式、「復職者状況報告書」を第 8 号様式とする。

附 則(平成 12 年 3 月 28 日教育長決裁)

この要綱は、平成 12 年 4 月 4 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 6 日教育長決裁)

この要綱は、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 28 日教育長決裁)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、改正後の沖縄県立学校職員安全衛生管理規程取扱要項第 11 条の規定は、平成 24 年度より適用する。

附 則(平成 25 年 3 月 25 日教育長決裁)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日教育長決裁)

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。